

議案第10号

勝山市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、勝山市道路線を下記のとおり認定するため、同条第2項の規定によって、議会の議決を求める。

記

番号	路線名	起 点	終 点	延長 m	幅員 m
1	市道 11-149 号線	勝山市鹿谷町発坂 26 字 7 番 3 地先	勝山市鹿谷町発坂 19 字 15 番 3 地先	78.0	17.2
2	市道 8-145 号線	勝山市旭毛屋町 501 番 17 地先	勝山市旭毛屋町 501 番 17 地先	74.0	6.0

平成29年6月9日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

一般県道勝山インター線の完成に伴い旧道の管理を市が引き継ぐこと、及び生活道路を市道として維持管理するため、この案を提出する。